江北町ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者募集要項

１　目的

ふるさと納税制度を活用した江北町への寄附の推進と、地元特産品等のＰＲ、販路拡大などに伴う地元経済の活性化を目指し、寄附された方への返礼品として商品やサービスを提供していただける法人、団体又は個人事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

２　協力事業者の要件

（1）協力事業者について

次の条件をすべて満たすことが必要になります

（ア）本社、または事業所を町内に有する法人及びその関連会社（グループ会社）、個人事業者であること。ただし、町内産のものを製造・加工・販売する場合はその限りではない。

（イ）各種法規則、条例に沿った生産、製造、加工、販売又はサービスの提供のいずれかを行うことができる者。

※各種法規則、条例に定められている営業・販売許可が必要な業種は、許可書の写しを添付すること。なお、販売を行う町内の個人事業者においては、代表者（本人）の営業･販売許可書の写しを添付すること。

（ウ）町税等を滞納していないこと。

（エ）寄附者からの返礼品の品質等に関する苦情などに対し、再発送による対応など、状況に応じ迅速かつ丁寧な対応ができること。

（オ）寄附者からの長期不在や配送先変更などの依頼に対する（株）さとふるからの配送日の調整などについて、素早く確実な対応ができること。

（カ）常に返礼品の適正な品質管理に努めていること。

（キ）個人情報の取扱いを厳重に行うことができること。

（ク）代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律、及び佐賀県暴力団排除条例に掲げる暴力団の構成員等でない者。

（ケ）電子メールの送受信が可能なインターネット接続環境があり、(株)さとふるとの連絡が電子メールにて代表者が確実に取れる状態であること。

（２）前項の規定を満たす町内の事業者で、インターネットを介した手続き等が困難な者は、江北町商工会に委託することができる。なお、その場合、江北町商工会を協力事業者とできる。

（３）ただし、上記の要件に該当しなくなった場合は、認定を取り消すことがあります。

３　返礼品の要件

次の条件をすべて満たしている商品等を募集します。

（ア）町内において、生産、製造、加工、販売又はサービスの提供のいずれかに該当していること。ただし、「町内産のものを製造・加工するもの」についてはその限りではない。また、販売については「町内産のもの」「町内にて製造・加工したもの」のいずれかに該当しないものについては認定をしないものとする。また、前文において、総務省告示第百七十九号第五条八項ハにおいて佐賀県が認める地域資源についてはこの限りではない。

（イ）飲食物の場合は、出荷日から5日の賞味期限が保障されていること。

（ウ）サービス券等の場合は、原則有効期限が発行日から1年間以上あること。

（エ）（株）さとふる指定の宅配業者により配送が可能な商品等であること。また、商品等によっては、町外から発送することを可能とします。ただし、（株）さとふるが認めた事業者となります。

（オ）各種法令に違反していない返礼品であること。ただし、プリペイドカード、商品券、電子マネーなど金銭類似性の高いものや、電気・電子機器、家具、貴金属など資産性の高いものは登録できません。（平成２９年４月１日付総税市第２８号：総務省通知）

（２）ただし、上記の要件に該当しなくなった場合は、認定を取り消すことがあります。

（３）返礼品の金額区分について

　1品目あたりの返礼品の価格単価は、次のとおり区分を設定し、箱代及び包装代等の経費を含むものとします。なお、返礼品の設定については、事業者内の商品を組み合わせたもの、または2つ以上の事業者による商品の組み合わせも可能とします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 寄附額 | 返礼品の価格（税込み） | 町が負担する額 |
| 5,000円以上1,000円単位とする | 返礼品額、送料（東京23区）及び手数料（寄附額の12％）の合計額が寄附額の５割以下となること※第１号様式を参照 | ・返礼品額・送料 |
| 例）6,000円 | 例）上記の合計金額が3,000円以下となること |
| 例）28,000円 | 例）上記の合計金額が14,000円以下となること |

４　協力事業者のメリット

　（ア）町とふるさと納税ポータルサイトのホームページやパンフレットに返礼品の画像や内容、事業者名などが掲載されます。

　（イ）ふるさと納税に関するＷＥＢサイトや出版物に、返礼品の画像や内容、事業者名などが掲載されることがあります。

（ウ）返礼品発送時に、自社製品等のパンフレットを同封していただくことで、自社商品の販売促進やＰＲが可能です。

【事業イメージ】

配送業者

ふるさと納税者

（寄附者）

　　　　　　　　　　　　　　　　④返礼品発送

　　　　　①寄附・返礼品の選択　　　　　　　　　　　　　 　　　　③集荷

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　（配送業者が伺います。）

取りまとめ委託業者

（(株)さとふる）

協力事業者

②返礼品準備依頼

　　　　　　　　　　　　　　⑤商品代金支払い

５　取りまとめ委託業者

　　効果的な運営、安心安全を考慮した返礼品の手配、顧客・配送等に係るデータ管理の適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があるため、返礼品の取扱業務全般を代行する取りまとめ委託業者（以下「（株）さとふる」という。）へ業務を委託しております。

【取りまとめ委託業者】

　　株式会社　さとふる

　　住　所：〒１０４―００３１

　　　　　　東京都中央区京橋二丁目２－１　京橋エドグラン１３階

　　ＴＥＬ：０３－６８９５－１８８３

　　メールアドレス：chiiki-e04@satofull.co.jp

６　募集期間　随時受付を行いますが、サイトへの掲載希望日の１か月前を提出期限とします。また、１１月から１月まではワンストップ特例事務等が重なり、返礼品の登録受付が２～３ヵ月程度かかります。

７　申込み方法

（１）町へ提出するもの

「ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者応募用紙」（別記第１号様式）、暴力団排除に関する誓約書（別記第２号様式）、滞納のない証明書（コピー可）を添付し、必要事項を記入のうえご提出ください。

【提出先】　　江北町役場　産業課　商工係

　　　　　　　住　所：江北町大字山口１６５１－１

　　　　　　　ＴＥＬ：０９５２―８６－５６１５

（２）（株）さとふるへ提出するもの

（株）さとふるが提示する必要書類（「ふるさと納税お礼品」および「一般商品」の売買に係る申込書、事業者様情報登録シート、エントリーシート（事業者様情報・お礼品情報）等に必要事項を記入し、電子メール（chiiki-e04@satofull.co.jp）にて、（株）さとふるを通じて町へ提出します。その後は、委託業者が業務を一括代行し連絡調整を行い、（株）さとふると契約を締結します。

※新たに、江北町ふるさと納税参加希望される場合は、役場商工係まで「事業者様名、担当者名、電話番号、メールアドレス」をご連絡ください。

８　協力事業者の決定

　　申し込み内容や企業活動等を総合的に判断し、協力事業者を決定します。

９　個人情報の保護

協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては、個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。

※寄附者の個人情報は、ふるさと納税の返礼品の送付以外の目的で使用することができません。ただし、商品発送の際に、パンフレット等同封により改めて寄附者から協力事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。

１０　その他留意事項

（１）協力事業者は、あらかじめ申込みをした商品を変更・辞退する場合は、速やかに（株）さとふるへ報告するものとします。

（２）寄附者からの返礼品に係る責任者は各協力事業者です。各協力事業者の責任のもと常に返礼品の適正な品質管理に努め、また、寄附者から返礼品に関する問い合わせなどには真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については（株）さとふるへ報告するものとします。

また、品質等による保証やクレーム対応については、町は一切責任を負いません。

（３）返礼品のネーミングや画像などにより、ふるさと納税の申込みに大きく影響します。各協力事業者において、工夫を凝らしたネーミングや良質な画像提供などにご配慮ください。

江北町ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者応募用紙

（別記第１号様式）

令和　　年　　月　　日

江北町長　山田　恭輔　様

（申請者）

所在地

名　称

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

担当者名

電話番号 　　　　　　　　　　FAX

Ｅ-mail【必須】

江北町ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者募集要項に基づき、協力事業者として応募すると共に、以下の商品を返礼品として提案します。

|  |  |
| --- | --- |
| 商品の区分 ※いずれかの□にレ印を付けてください。  | ☐肉　☐魚介類　☐米・麺類　☐野菜・果物・きのこ　☐卵・乳製品　☐加工品　☐惣菜　☐菓子・スイーツ　☐飲料・酒類　☐雑貨　☐旅行券・チケット　☐花・観葉植物☐その他　☐スペシャル |
| 商品（セット）名  |   |
| 商品の内容（内訳） |  |
| 商品価格（梱包費・消費税及び地方消費税額を含む。）※①②③の合計が寄附額の5割以下となるように設定 | 寄附額コース　　　　　　　　　　　円 |
| ①商品価格　　　　　　　　　　　円 | ②送料(東京23区)　　　　　円 | ③手数料(寄附額の12％)　　　　　　　　円 |
| 販売・発送可能時期  | ☐ 通年 ☐ 期間限定（ 　　月～ 　　月限定） ☐ 個数限定（ 　　個限定）  |
| 事業者業種※いずれかの□にレ印を付けてください。 | ☐生産　　☐製造　　☐加工　　☐販売　　☐サービス☐各種法規則、条例に定められている営業・販売許可が必要な業種は、許可書の写しを添付すること。また、町内の個人事業者においては、代表者（本人）の営業・販売許可書が必要。☐生産、製造、加工については、提案する返礼品を販売する店舗から返礼品の証明書を添付すること。 |
| 発送委託業者及び発送場所 | 町内・町外（業者名：　　　　　　　　　　　　　　　）発送場所　（住所：　　　　　　　　　　　　　　　　）　電話番号　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）【添付資料】返礼品が確認できる写真（電子データ可）、パンフレット等 →（株）さとふる※ 申請書は返礼品ごとに記入してください。ＵＲＬ　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（別記第２号様式）

暴力団排除に関する誓約書

　　年　　月　　日

　江北町長　山田　恭輔　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所（所 在 地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名（事業所名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者名） 　　 　　　　　　　　　印

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、佐賀県警察署に照会することについて承諾し、当該事項に関する

書類の提出を町長から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

1　自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2

号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団

員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、

暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴

力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

2　1(1)～(8)までに掲げるもの(以下｢暴力団員等｣という。)を、下請契約等の相手方にしません。

3　下請契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。

4　自己又は下請契約等の相手方が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、町長に報

告し、警察に通報します。

※この証明用紙を２通収納課へ提出してください。（１通は収納課の控えとなります。）

※この証明用紙を２通収納課へ提出してください。（１通は収納課の控えとなります。）



江北　太郎

江北町大字山口1651-1

※申請者本人が課税されていない場合は、課税証明書（非課税証明書）を添付し、扶養である場合は、扶養者の証明書を添付すること。